【別紙1】

営繕系工事「月単位の週休2日工事」対象工事の発注から工事完成までの実施フロー
（発注者指定型の場合）

工事発注時

① 月単位の4週8休以上を前提に労務費を補正し工事費を積算する。

② 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、分離発注工事の施工期間を確保する等、発注工事の工期を設定する。
※工期設定の妥当性を、類似工事の施工実績や「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。

③ 現場説明書（鏡）に「月単位の週休2日工事（発注者指定型）の対象工事」である旨を明示する。

④ 工事発注

工事実施時

⑤ 工事契約

⑥ 受発注者は、発注者が図示した「計画工程表」を基に、工事工程のクリティカルパス等を共有する。

⑦ 受注者は、月単位の週休2日（4週8休以上）を確保する実施工程表を発注者に提出する。
監督職員は、月単位で週休2日が確保されていることを確認し、「対象期間の設定」において、対象外とされている期間を、受注者との協議により決定する。

⑧ 監督職員は、提出された実施工程表や出面帳等により、対象期間内の週休2日の確保の状況を確認する。

⑨ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度週休2日の確保等の状況を確認し、必要に応じて実施工程表の修正を受注者に指示する。

⑩ 発注者は、受注者の責によらない理由により、工期の変更が必要になった場合は、適切に工期を変更する。

工事完成時

⑪ Ⅰ．発注者は、対象期間内において月単位の4週8休に満たないものは、通期の4週8休へ労務費補正分を減額する契約変更を行う。
Ⅱ．発注者は、4週8休に満たないものは、労務費補正分を減額する契約変更を行う。

⑫ 発注者は、達成状況に応じて「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の「工程管理」において評価する。

【別紙2】

営繕系工事「月単位の週休2日工事」対象工事の発注から工事完成までの実施フロー
（受注者希望型の場合）

工事発注時

① 通期の4週8休以上を前提に労務費を補正し工事費を積算する。

② 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、分離発注工事の施工期間を確保する等、発注工事の工期を設定する。
※工期設定の妥当性を、類似工事の施工実績や「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。

③ 現場説明書（鏡）に「月単位の週休2日工事（受注者希望型）の対象工事」である旨を明示する。

④ 工事発注

工事実施時

⑤ 工事契約

⑥ 受注者は、契約後、月単位の週休2日の取組の実施（分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての発注者による）の有無について、発注者に書面で協議する。
（実施無しの場合は、通期の週休2日の施工となる。）

⑦ 受注者は、⑥の協議により決定した、週休2日（4週8休以上）を確保する実施工程表を発注者に提出する。
監督職員は、⑥の協議により決定した週休2日が確保されていることを確認し、「対象期間の設定」において、対象外とされている期間を、受注者との協議により決定する。

⑧ 監督職員は、提出された実施工程表や出面帳等により、対象期間内の週休2日の確保の状況を確認する。

⑨ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度週休2日の確保等の状況を確認し、必要に応じて実施工程表の修正を受注者に指示する。

⑩ 発注者は、受注者の責によらない理由により、工期の変更が必要になった場合は、適切に工期を変更する。

工事完成時

⑪ Ⅰ．発注者は、対象期間内において月単位の4週8休を達成したものは、労務費補正分を増額する契約変更を行う。
Ⅱ．発注者は、4週8休に満たないものは、労務費補正分を減額する契約変更を行う。

⑫ 発注者は、達成状況に応じて「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」の「工程管理」において評価する。